# 答 申 第 439 号

# 第1 審議会の結論

名古屋市長(以下「実施機関」という。)が行った本件異議申立ての対象 となる保有個人情報に係る開示決定は、妥当である。

# 第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成25年 9月10日、異議申立人は、名古屋市個人情報保護条例(平成17年 名古屋市条例第26号。以下「条例」という。)に基づき、実施機関に対し、 次に掲げる個人情報の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。
  - (1) 総務局職員部監察室(以下「監察室」という。)からの平成〇年〇月〇日付け回答文書(以下「〇月〇日付け回答文書」という。)について
    - ア 「地方独立行政法人法(平成15年法律第 118号。以下「法」という。) 第88条第 1項に規定されている、この法律を施行するため必要があると 認めるときとは、本法の各規定の円滑な実行上必要があると認めるとき のことを意味する」と解釈する根拠文書等(以下「本件請求文書①」と いう。)
    - イ 同様に、「他の法律に違反し、又は違反するおそれのある法人の行為 に関し、法第89条に基づく是正措置命令を行うため必要があると認める ときのことを意味する」と解釈する根拠文書等(以下「本件請求文書②」 という。)
    - ウ 「法第89条に基づく是正措置命令」について、誰から誰に対して行う のか分かる文書等(以下「本件請求文書③」という。)
    - エ 「ハラスメント審査会において調査及び審議を行ったことを確認」したことが分かる文書等(以下「本件請求文書④」という。)
  - (2) 監察室からの平成〇年〇月〇〇日付回答文書(以下「〇月〇〇日付け回答文書」という。) について

「文書の調査を行いませんが、そのことが犯罪の隠ぺいとのご指摘には 当たらないものと考えております」との考察に至った文書等(以下「本件 請求文書⑤」という。)

- 2 同年 9月24日、実施機関は、本件開示請求に対して、次に掲げる個人情報 を特定し、開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、その旨を異議申 立人に通知した。
  - (1) 異議申立人宛て平成〇年〇月〇日付文書に係る決裁文書(以下「本件決裁①」という。)
  - (2) 同月○○日付文書に係る決裁文書(以下「本件決裁②」という。)
- 3 同年10月7日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して 異議申立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、請求内容を満たす行政文書の開示決定を求めるものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

「犯罪を隠ぺいしているという指摘に対し、市として調査を行わないが、 そのことが犯罪の隠ぺいには当たらないと考える」という抽象的な文書に対 する根拠文書等の開示請求に対して、その文書に印鑑が 3つ押印されたもの が決裁文書として開示された。

名古屋市は行政庁であるはずなので、そこで作成されている文書は法的根拠に基づくものである。刑法違反という大きな問題を抱えた指摘に対し、その問題を問題にしないということが隠ぺいに当たらないのならば、その法的根拠を具体的に開示されるべきである。

# 第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件請求文書①から本件請求文書④までについて
  - (1) 本件決裁①は、異議申立人の質問に対する平成〇年〇月〇日付け文書に係る決裁文書であり、当該決裁には、市販文書である「逐条解説地方独立行政法人法」の写し(以下「本件複写物」という。)及び総務局行政改革推進部大学調整室(以下「大学調整室」という。)が異議申立人等に回答した平成〇年〇〇月〇日付け「市長ホットラインへの情報提供について」

(以下「○○月○日付け回答文書」という。) が参考資料として添付されている。

- (2) 本件複写物には、法の条文解釈が記載されており、本件請求文書①、本件請求文書②及び本件請求文書③に該当する。
- (3) また、〇〇月〇日付け回答文書には、大学調整室がハラスメント審査会において調査及び審議を行ったことを公立大学法人名古屋市立大学(以下「市立大学」という。)に対して確認した旨が記載されており、本件請求文書④に該当する。
- (4) なお、本件複写物には、異議申立人を識別することができる情報は記載されておらず、本件複写物自体は異議申立人の保有個人情報ではないが、本件決裁①の一部を構成するものであることから、本件決裁①全体を本件開示請求の対象となる保有個人情報として特定したものである。

### 2 本件請求文書⑤について

(1) 異議申立人が本件開示請求で引用した「文書の調査を行いませんが、そのことが犯罪の隠ぺいとのご指摘には当たらないものと考えております」との記載は、異議申立人の質問に対する〇月〇〇日付け回答文書の中に記載されている。

本件請求文書⑤は、当該回答に至った内部検討に関する文書を請求する趣旨と考えられることから、当該回答文書の意思決定を行った本件決裁②を特定したものである。

(2) 異議申立人は名古屋市で作成される文書は法的根拠に基づくものであるはずで、その法的根拠を具体的に開示されるべきである旨主張するが、本来、個人情報開示請求とは、実施機関が現に管理している保有個人情報(行政文書)を開示させる制度である。

したがって、本件決裁②に法的根拠が記載されていないことを理由として、本件処分を取消し、請求内容を満たす行政文書の新たな開示決定を求める異議申立人の主張は失当である。

(3) また、異議申立人は、決裁という 3人だけの恣意的考えで文書作成をしており、その処理が問題である旨主張するが、当該主張は本件異議申立の理由には該当しない。

## 3 文書特定について

上記 1及び 2で述べたとおり、本件請求文書①から本件請求文書⑤まで(以下これらを「本件請求文書」という。)に対し、本件決裁①及び本件決裁②を特定したことは妥当である。また、その他に本件開示請求の趣旨を満たす行政文書は作成又は取得していない。

#### 第5 審議会の判断

- 1 争点
  - 以下の 2点が争点となっている。
  - (1) 本件決裁①及び本件決裁②が、本件開示請求に係る保有個人情報として 妥当か否か。
  - (2) 本件決裁①及び本件決裁②以外に本件開示請求の対象となる行政文書は存在するか否か。
- 2 本件決裁①及び本件決裁②について
  - (1) 本件決裁①には、ハラスメント審査会において調査及び審議を行ったことを市立大学に確認した旨の記載がある。したがって、本件決裁①は本件請求文書④に該当すると認められる。
  - (2) また、本件決裁②に添付されている、○○月○日付け回答文書には、 「市として市立大学において作成された文書の調査を行いませんが、その ことが犯罪の隠ぺいとのご指摘には当たらないものと考えております」と の記載があり、本件決裁②をもって意思決定を行っている。したがって、 本件決裁②は本件請求文書⑤に該当すると認められる。
  - (3) また、本件決裁①に参考資料として添付されている本件複写物は、本件 決裁①の一部を構成するものであるため、一連の文書として本件開示請求 に係る保有個人情報として特定したと認められ、法第88条第 1項及び第89 条の解釈並びに法第89条の是正措置命令に関する記載があることから、本 件請求文書①から本件請求文書③までに該当すると認められる。
  - (4) したがって、本件処分で特定した本件決裁①及び本件決裁②は、本件開示請求に係る保有個人情報として妥当であると認められる。
- 3 本件決裁①及び本件決裁②以外の本件請求文書について

- (1) 次に、異議申立人が、本件処分を取り消し、請求内容を満たす文書を開示するべきと主張していることから、本件開示請求の対象となる行政文書は存在するか否かについて検討する。
- (2) 条例第18条第 1項に基づく個人情報の開示請求は、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報に対して行うものである。
- (3) 本件請求文書は、○月○日付回答文書及び○月○○日付回答文書に関して異議申立人が抱いた疑問点への回答が記載された文書である。
- (4) しかしながら、異議申立人が抱く個別具体的な疑問点に対する回答を、 事前に、実施機関が想定して行政文書として準備し、異議申立人に係る個 人情報として保有することは考えにくく、本件決裁①及び本件決裁②以外 に本件請求文書を作成又は取得していないとの実施機関の主張に、特段不 合理な点は認められない。
- (5) なお、異議申立人は本件開示請求の基礎となった文書の作成過程が不適 切であると主張しているが、実施機関の事務に対する不満にすぎず、請求 内容を満たす文書が存在すべき事情を述べるものではない。また、その他 本件請求文書の存在をうかがわせる事情も見当たらない。
- (6) 以上のことから、本件決裁①及び本件決裁②以外に本件開示請求の対象となる行政文書は存在しないと認められる。
- 4 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

### 第6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成25年10月31日	諮問書の受理
11月 5日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
12月 2日	実施機関の弁明意見書を受理
12月 3日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付
	併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論
	意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳
	述申出書を提出するよう通知

平成26年 1月 8日	異議申立人の反論意見書を受理
平成29年 3月22日	調査審議
(第 224回審議会)	実施機関の意見を聴取
3月22日	調査審議
(第 224回審議会)	異議申立人の意見を聴取
6月16日	調査審議
(第 227回審議会)	
7 月14日	調査審議
(第 228回審議会)	
8月17日	答申